

議案第75号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月30日提出

大津市長 越 直 美

1 放棄する権利

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第86条第1項の規定により地方独立行政法人市立大津市民病院（第3項において「法人」という。）に対して有する債権のうち、介護老人保健施設事業の用に供する建物等の取得に際して本市が発行した地方債（以下「介護老人保健施設に係る地方債」という。）の未償還額に相当する額

2 権利放棄の相手方

地方独立行政法人市立大津市民病院

3 権利放棄の理由

介護老人保健施設事業の用に供する建物等については、当該事業を平成30年3月31日限り廃止した後も引き続き法人の事業の用に供することとなるが、介護老人保健施設に係る地方債について法第86条第1項の規定により法人が本市に対して負担する債務の履行の原資となる介護施設運営事業収益が失われることに鑑み、法人がその業務を確実に実施するのに必要な財産的基礎を強化するため、当該債務に係る債権を放棄するもの

議案第76号

地方独立行政法人市立大津市民病院中期計画の変更を認可することについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定に基づき、次の地方独立行政法人市立大津市民病院中期計画の変更を認可することについて、同法第83条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月30日提出

大津市長 越 直 美

第5第2号を次のように改める。

(2) 介護老人保健施設ケアセンターおおつについては、平成30年3月末日をもって廃止する。

第6第1号の表を次のように改める。

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	49,419
医業収益	43,747
看護専門学校収益	171
訪問看護ステーション収益	315
介護施設運営事業収益	317
運営費負担金	4,734
その他営業収益	135
営業外収益	2,910
運営費負担金	2,464
その他営業外収益	446
資本収入	2,229
短期借入金	1,829
長期借入金	400
臨時利益	106
計	54,663
支出	

営業費用	45,250
医業費用	40,450
給与費	25,681
材料費	9,159
経費	5,505
研究研修費	105
看護専門学校費用	611
給与費	486
経費	125
訪問看護ステーション費	279
給与費	247
経費	32
介護施設運営事業費用	574
給与費	384
経費	190
一般管理費	3,336
営業外費用	774
資本支出	7,278
建設改良費	1,062
償還金	6,215
計	53,302

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価変動は考慮していない。

第6第2号の表を次のように改める。

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入の部	53,103
営業収益	49,497
医業収益	43,623
看護専門学校収益	171
訪問看護ステーション収益	314
介護施設運営事業収益	317
運営費負担金収益	4,734
資産見返補助金等戻入	206
その他営業収益	133
営業外収益	2,888
運営費負担金収益	2,464
その他営業外収益	424
臨時利益	718
支出の部	53,545
営業費用	46,994
医業費用	42,213

給与費	25,344
材料費	8,418
経費	5,161
減価償却費	3,192
研究研修費	98
看護専門学校費用	656
給与費	517
経費	139
訪問看護ステーション費	261
給与費	248
経費	12
介護施設運営事業費用	574
給与費	384
経費	190
一般管理費	3,291
営業外費用	2,353
臨時損失	4,198
純利益	△443
目的積立金取崩額	0
総利益	△443

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入によっているもので、合計と一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価変動は考慮していない。

第6第3号の表を次のように改める。

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	55,530
業務活動による収入	52,179
診療業務による収入	43,623
運営費負担金による収入	7,198
その他の業務活動による収入	1,358
財務活動による収入	2,229
短期借入れによる収入	1,829
長期借入れによる収入	400
臨時利益	106
大津市からの繰越金	1,016
資金支出	55,530
業務活動による支出	45,256
給与費支出	26,673
材料費支出	8,418
その他の業務活動による支出	10,165
投資活動による支出	983
有形固定資産の取得による支出	983

財務活動による支出	6, 9 1 3
移行前地方債償還債務の償還による支出	4, 3 5 2
その他の財務活動による支出	2, 5 6 2
次期中期目標の期間への繰越金	2, 3 7 7

(注1) 金額は、それぞれ四捨五入によっているもので、合計と一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価変動は考慮していない。

第11中「第4条」を「第6条」に改め、第11第3項第1号の表を次のように改める。

内 容	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	4, 3 5 2 百万円	6, 1 6 5 百万円	1 0, 5 1 7 百万円

第11第3項第2号の表を次のように改める。

内 容	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	3 5 百万円	3 6 5 百万円	4 0 0 百万円

大津市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

平成30年3月30日提出

大津市長 越 直 美

大津市市税条例等の一部を改正する条例

(大津市市税条例の一部改正)

第1条 大津市市税条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第24条中「第53条第3項」を「第53条第5項」に、「第55条の2」を「第55条の2第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第28条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第53条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第29条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第36条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第39条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である」を加える。

第39条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第40条の3第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に、

「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第5項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第52条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第52条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第52条の5第1項」との次に「、「特別徴収税額」とあるのは「特別徴収税額(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と」を加える。

第53条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第55条の2第2項」を「第55条の2第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第53条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規

定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第55条の2第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第53条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第55条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第55条の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第55条の2に次の2項を加える。

5 第53条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により

納付すべき税額の納付があった日（その日が第55条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第55条の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 前条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が次条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第57条第8項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第102条を第102条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第102条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第103条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第103条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれら

の混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2に規定する者により売渡し、消費等又は引渡し
がされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定
加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。
この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこと
する。

第104条第1項中「第102条第1項」を「第102条の2第1項」に改め、「消費等」
の次に「(以下この条及び第108条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中
「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙
巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプ
たばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前
項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱
式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前
項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又
は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に
換算する場合における」に、「第102条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消
費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第102条」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条
第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場
合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規
定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重
量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第104条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙
巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換
算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方
法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数に
よるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たば
この1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第104条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第105条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第106条第3項中「第102条」を「第102条の2」に改める。

第108条第1項中「第102条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条の2第1項中「第53条第3項」を「第53条第5項」に改め、同条第2項中「第55条の2」を「第55条の2第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第5条の3第1項中「第55条の2に」を「第55条の2第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条の4第1項中「得た金額」の次に「に100, 000円を加算した金額」を加える。

附則第10条第2項中「まで」の次に「、第15条の11第1項」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第14項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第11項から第13項までを4項ずつ繰り下げ、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の2項を加える。

13 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2第9項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第5号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第19条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の都市計画税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第19条の3中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第20条（見出しを含む。）及び附則第20条の4の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第21条第1項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同条第2項中「附則第56条第11項又は」を「附則第15条の11第1項又は第56条第11項若しくは」に、「同項」を「これら」に改める。

附則第21条の3を附則第21条の4とし、附則第21条の2の次に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第21条の3 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以

内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

第2条 大津市市税条例の一部を次のように改正する。

第104条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第21条第1項中「第44項、第45項若しくは第48項」を「第43項、第44項若しくは第47項」に改める。

附則第21条の2の見出し中「附則第15条第44項及び第45項」を「附則第15条第43項及び第44項」に改め、同条第1項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第2項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

第3条 大津市市税条例の一部を次のように改正する。

第104条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第105条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 大津市市税条例の一部を次のように改正する。

第104条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第105条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 大津市市税条例の一部を次のように改正する。

第103条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第104条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（大津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「大津市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第102条第1項」を「大津市市税条例第102条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大津市市税条例第102条を第102条の2とし、第2章第4節中同条の前に1

条を加える改正規定、第103条の次に1条を加える改正規定並びに第104条、第105条、第106条第3項及び第108条第1項の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日

- (2) 第1条中大津市市税条例第29条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第40条の3第1項の改正規定並びに附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中大津市市税条例第104条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中大津市市税条例第28条及び第53条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中大津市市税条例第29条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに第39条の2及び第39条の6の改正規定並びに附則第5条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中大津市市税条例附則第21条第1項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の大津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の大津市市税条例（次項、次条第1項及び附則第11条において「新条例」という。）第55条の2第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第28条第1項及び第3項並びに第53条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(大津市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第62号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改

正後の大津市市税条例（第4項及び第5項において「平成30年新条例」という。）第102条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第 号。附則第8条第2項及び第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、平成30年新条例第23条、第108条第4項及び第5項、第110条の2並びに第111条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条各号列記以外の部分	第89条第2項、第108条第1項若しくは第2項	第89条第2項
	又は第159条の10第1項	若しくは第159条の10第1項又は大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項
第23条第2号	第108条第1項若しくは第2項の申告書、第148条第1項	第148条第1項
	又は第159条の10第1項	若しくは第159条の10第1項の申告書又は平成30年改正条例

		附則第5条第2項
第23条第3号	第86条の7第1項の申告書、第108条第1項若しくは第2項の申告書、第148条第1項の申告書又は第159条の10第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第108条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第号）別記第2号様式
第108条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第110条の2第1項	第108条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	これらの項	同項
第111条第2項	第108条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 平成30年新条例第109条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第23条第3号の項中「第86条の7第1項の申告書、第108条第1項」とあるのは、「第108条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の

製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の大津市市税条例（以下この項及び次項において「平成32年新条例」という。）第23条、第108条第4項及び第5項、第110条の2並びに第111条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条各号列記以外の部分	第89条第2項、第108条第1項若しくは第2項	第89条第2項
	又は第159条の10第1項	若しくは第159条の10第1項又は大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項
第23条第2号	第108条第1項若しくは第2項の申告書、第148条第1項	第148条第1項
	又は第159条の10第1項	若しくは第159条の10第1項の申告書又は平成30年改正条例附則第8条第2項
第23条第3号	第86条の7第1項の申告書、第108条第1項若しくは第2項の申告書、第148条第1項の申告書又は第159条の10第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第108条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第号）別記第2号様式
第108条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第

		3項
第110条の2第1項	第108条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	これらの項	同項
第111条第2項	第108条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 平成32年新条例第109条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の大津市市税条例（以下この項及び次項において「平成33年新条例」という。）第23条、第108条第4項及び第5項、第110条の2並びに第111条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条各号列記以外の部分	第89条第2項、第108条第1項若しくは第2項	第89条第2項
	又は第159条の10第1項	若しくは第159条の10第1項又は大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項
第23条第2号	第108条第1項若しくは第2項の申告書、第148条第1項	第148条第1項
	又は第159条の10第1項	若しくは第159条の10第1項の申告書又は平成30年改正条例附則第10条第2項
第23条第3号	第86条の7第1項の申告書、第108条第1項若しくは第2項の申告書、第148条第1項の申告書又は第159条の10第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第108条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第号）別記第2号様式
第108条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第110条の2第1項	第108条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	これらの項	同項
第111条第2項	第108条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

5 平成33年新条例第109条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようと

する製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(都市計画税に関する経過措置)

第11条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。